平成29年度第２回　大阪府青少年健全育成審議会　議事概要

■日　時　　平成29年11月10日（金）午後２時～３時50分

■場　所　　日本赤十字社　大阪府支部　４０１会議室

■出席者　　石橋委員、一村委員、伊藤委員、入澤委員、角野委員（会長）、草島委員

柴田委員、松風委員、園田委員（特別部会部会長）、高沼委員、竹内明子委員

八山委員、廣瀬委員、藤田委員、矢橋委員、横山委員　（五十音順）

■内　容

事務局　　ただいまから、平成29年度第２回大阪府青少年健全育成審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。それでは、開会にあたりまして、芦田青少年・地域安全室長からご挨拶を申し上げます。

芦田室長　大阪府青少年・地域安全室長の芦田でございます。大阪府青少年健全育成審議会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろから青少年の健全育成にご尽力をいただいておりますことに、改めてお礼申しあげます。

　　　　　さて、本年４月２５日の本審議会において、「いわゆるＪＫビジネスへの対応」について、諮問させていただき、専門的な立場から検討を深めるために、審議会に特別部会を設置していただきました。特別部会の委員の皆様には、都合５回にわたり、様々な観点から精力的な審議を行っていただきましたことを、この場をお借りして心から感謝申し上げます。本日は、特別部会から、まとめられた報告をご説明いただきます。

　審議会委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

事務局　　本審議会委員の総数は29名で、本日、ご出席の委員は16名でございますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。本審議会については、平成23年６月28日の審議会での決定どおり、基本的には公開とし、審議事項に個人情報等を扱う場合については、非公開とします。

※配布資料の確認、委員の一部変更について事務局から説明した後、議事の進行は会長に移動

会長　　　それでは、議題に入らせていただきます。４月に開催した第１回の審議会では、大阪府知事より「青少年を取り巻く有害環境への対応『いわゆるＪＫビジネスへの対応策』について」諮問を受け、専門的な立場から集中的に議論するため、特別部会を設置したところです。本日は、特別部会において議論を深めていただいた結果をご報告いただき、その報告書をもとに、当審議会としての答申案をまとめたいと思います。

それでは、早速、特別部会の園田部会長からご説明をお願いいたします。

部会長　※計５回にわたって特別部会において議論した内容について、スクリーンに説明資料を投影しながら説明（内容については、資料１及び資料２のとおり）

会長　　　ありがとうございました。今のご報告では、現状と課題、それから関連法令を踏まえながら、ＪＫビジネスへの規制をどうしていくかというポイントと、もう一つは教育・啓発、これは青少年や保護者、教職員に対する教育や啓発、あるいは社会がどう見守り続けていくかという点に関してご報告いただきました。とりわけ、規制内容については禁止行為、営業の届出制の必要性、実効性の確保について詳しくご説明いただきました。

それでは、ただいまご説明いただいた報告書について、皆さんから忌憚のないご意見を頂きたいと存じます。いかがでしょうか。

委員　　　わかりやすいご報告をありがとうございました。教育の在り方だとか、社会の見守り方というのは、なかなか具体的な方法が見えてこないところではありますが、大人側が受身的になるのではなく、子ども達の実態を知るべくこちら側から入っていかないといけないなぁと感じたところです。もう一つは、家族の在り方が原点にあるのかなと感じたところです。

会長　　　大変重要なポイントを指摘していただきました。さきほど、子ども達の実態という話が出てきましたが、府では今年の５月から７月にかけて高校生に対してＪＫビジネスに関する意識調査を実施していただきました。今日はその資料もつけていると思いますので事務局より説明いただけますか。

事務局　　資料１の特別部会報告書の参考資料としても19ページに掲載しているのですが、府内の高校に周知して、協力意向のあった高校から3,026名の高校生から回答を得ることが出来ました。19ページに記載のとおり、今年の８月には意識調査結果をもとにシンポジウムも開催しました。まず、ＪＫビジネスの認知度ですが約半数近くの高校生が「知っている」、「詳しい仕事の内容はわからないが名前は聞いたことがある」と答えています。次に、どんなきっかけでＪＫビジネスを知ったかという問いに対しては、マスコミを通じて知った生徒が約58％、インターネットやＳＮＳを通じて知った生徒が約43％。15歳から18歳の知り合いでＪＫビジネスで働いている子を見たり聞いたりしたことがあるかという問いに対しては、男子で10.3%、女子で20.2%があると答えています。

また、ＪＫビジネスで働かないかと勧誘された場合、「条件が良ければ働くかもしれない」と答えた女子生徒は4.5％、「条件が良ければ働く」と答えた女子生徒は2.3％、「働いている・働いていた」と答えた女子生徒が0.7％となっています。最後に、働く事をどう思うかということについては、「危険」と答えた女子生徒が60.4％、「親を悲しませる」が47.3％、「お金のためだから問題ない」が15.7％、「本人も客も納得しているなら問題ない」が12.3％、「みんなやってるから問題ない」が0.1％となっています。

会長　　　この間の取組と調査結果についてご報告いただきました。これについて、何かご意見ありませんか。もう一点出ていました「家庭の在り方」についてですが、様々な観点からこの問題には家庭の在り方が問われるであろうと思います。親の意識、或いは親は正しい知識を得ているのか、子どもとの距離、関わり方が家庭の中でどうなっているのか、というあたりがポイントになってくると思いますが、いかがでしょうか。

委員　　　特別部会からのご報告は大変わかりやすく、子どもたちを守る方向で議論されたということがよくわかりました。特に意識調査の結果は非常に興味深いですし、サンプル数も子ども達の実態を把握する上で十分だと思います。

　　　　　さきほどの家庭の在り方という点については、私が日頃の業務で接する子ども達は、家庭環境が難しい子が多いのですが、自暴自棄になるというか、自分自身を大切に出来ないといいますか、自尊心が備わっていない子達が多いです。では、自尊心を育てるために何をしていくのか、というところではあるのですが、やはり一番は身近にいる大人、特に家庭環境だと思いますが、親だけではなくて、例えば学校の先生であったり近所のおじさん、おばさんであったり、モデルになるような大人が適切な声掛けをすることによって、子どもがかなり変わる事例も目の当りにします。

　　　　　見守っているよという目であったり、気持ちであったり、周りの大人の意識が肝心だと実感します。親だけではない大人の目が必要だと思います。それから、やはり背景には貧困問題が関係すると思います。自分自身を大切に出来ない気持ちの根本が家庭自体の貧困ということが関係すると思います。ですから、この問題に関しては規制する部分と自尊心をつけさせるための教育と大人の目、それから貧困問題といったところを私達大人がしっかりと考えていくべきかと思います。

会長　　　学校と家庭という関係で考えると、家庭での状況が学校で現れたり、学校での状況が家庭で現れてくるなど、表裏の関係にありますが、保護者の観点からはいかがですか。

委員　　　今の親世代は、子どもにうるさく言うよりも見守るという姿勢の人の方が多いと思います。うるさく言いすぎると反発してきますので、見守るという状態になるのかと思いますが、信用しているよっていう気持ちがなかなか子どもに伝わらないとも感じています。

会長　　　貧困の問題という話が出てきましたが、子ども達自身は社会的な貧困ということを意識しているのではなくて、日々の生活のなかで、例えば携帯電話代をどう維持するか、今の生活の中で携帯電話がなければ子ども達の社会の中では成立しない状態になっているので、携帯電話代を捻出するためにお金を稼がなくてはならないという状況ではないかと思います。子ども達は社会的勢力のなかでバランスを取りながら生きているところがある。その中で学校、保護者、地域社会がどう対応していくかということが求められていると思います。

委員　　　私が特別部会の議論を通して強く感じたのは、社会全体又は子ども自身に関しても、性の意識や取扱いについてのハードルが非常に低くなっているということ。道徳的観念ということではなく、自分を守るという意味でのハードルが非常に曖昧になっていると感じました。それは、ＪＫビジネスだけの問題ではなく生活全般に関して言えることです。

　　　　　今回、ＪＫビジネスへの対応策を議論するにあたり、社会として、子どもを性の対象とする営業形態を許さないと明確に示すことが非常に重要だと思いました。営業者への規制ではありますが、府としてこのような営業形態を認めないという基準を示すことが　子ども達にとっても曖昧だった部分に明確な基準を与えることになるので、非常に有意義だと思っています。

　　　　　８月に府が開催したシンポジウムでの高校生の発言に、「実際に働いている子は後ろめたい気持ちがあるから親や友達には言わない」というものがありましたが、子ども達が隠している部分をどうやって早めに見つけてあげることが出来るかという点も私達大人の大切な役割だと思っています。後ろめたいという感覚を子どもの心の中にしっかりと持たせるということ、「これは自分にはよろしくないんじゃないか」、「親が悲しむんじゃないか」という感覚をしっかりと持たせていくことが大事だと思います。

隠れている実態に、大人がどう迫っていく事が出来るか、どう早く見つけてあげる事ができるかという観点から立入調査の権限は非常に重要と考えていますので、府は本規制を盛り込む青少年健全育成条例の改正を早期に行っていただきたいと思います。

会長　　　今まで曖昧になっていた部分を明確に条例で規制し、社会に打ち出すことによって、社会全体に示す、子ども達にも示す事が重要だというご意見、私も非常にそう思います。

　　　　　他にご意見ございますか。

委員　　ＪＫビジネスを利用する客の属性はあるのでしょうか。

　事務局　　属性は特にないです。職業的にも様々な職業の方がいますし、年齢層も様々で、偏っている年代も特にはないようです。

会長　　　ＪＫビジネスはインターネットやＳＮＳを介して誘われたりすることも多いようですが、通信事業者の立場から何かご意見ございますか。

委員　　　携帯電話やスマートフォンというツールは、高校生にとって生活必需品になってきていると思います。勉強での調べものに利用することもあれば、ＪＫビジネスのような青少年にとっては有害な情報等、様々な情報が入ってきます。では、有害情報が入ってくるのをどのように防止するのかという点については、フィルタリングを利用していただくことが効果的ではありますが、高機能・高性能なスマートフォンの機能に、フィルタリングで制限をかけるということを子ども達が嫌がるため、なかなかフィルタリングが普及・定着しないのが現状ではあります。また、使う側のリテラシーや規範意識を高めていくこともとても重要です。

　　　　　　業界団体でも自治体やＰＴＡ協議会とも協力しながら、様々な啓発に取り組んでいるところですが、社会的に広がりのある根っこの深い問題でもありますので、相当息の長い取組が必要と認識しています。

会長　　　部会長、今回の議論を経て更に付け加えたいことはございませんか。

部会長　　インターネットの世界というのは、ごまかす技術だと私は思っています。人間の本来のコミュニケーションは、面と向かって、身振り手振りや声の抑揚等のアナログ情報に言葉をつけて相手に伝える。一方、デジタルのコミュニケーションはアナログの部分が全て削ぎ落とされて意味だけが伝わっていく。文字だけのやりとりで誤解が生じ、事件にまで発展する事例も多く発生しており、非常に危うさを持っている。

　　　　　社会のデジタル化の影響からなのか、ＪＫビジネスの問題にしても、「性」という問題が実態を伴わない、一つの記号として行き来していて、青少年も「性」というものを記号として理解しているのではないかと思っています。実際の「性」というものは、もっと複雑でアナログ的なものですから、何かあった場合には受ける影響も大きく、青少年は深く傷ついてしまうことになる。

　　　　　それから、貧困とＪＫビジネスは、私はそれほど関係はないのではないかと思っています。もっと日本社会の根本的な問題が、こういう事象に出てきているという気がします。と言いますのは、少女達はＪＫビジネスで稼いだお金でブランド物を買ったりしているらしいので、その場合は貧困と必ずしも直結していなくて、もっと深刻な問題が根っこにあると思います。子ども達だけでなく大人もそうですが、近年は自分自身に対する優しさが欠けているように感じています。さきほども自尊心の話が出ましたが、私も同感で、社会全体で自尊心が欠如してきているような、自分の命を大切にしない傾向があるように感じています。日本のような豊かな社会において、青少年の自殺率は他国に比べて非常に高い、自殺してしまう青少年とこういうＪＫビジネスに飛び込んでしまう少女とどこか共通点があるように感じてしまいます。自分で自分の身体をいじめているのではないかという気がしてならない。そういう風潮と言うか、傾向を社会全体としてどう考えていくかという観点を、常に頭の中に置いておかないといけないと思います。

　　　　　さきほども申し上げましたが、特効薬というのはないですが、子ども達が自分自身に自信を持てるような、そういう社会を築いていくということが大事だと思います。例えば、交通事故については年間何千人もの人が命を落とされているが、これを無くす、ゼロにするというのは不可能です。今の社会は、こういうリスクを抱えながら発展していかないといけない社会ですが、このリスクを軽減するためのものはどんどん取り入れるべきです。交通安全教育や信号をつける等の取組をすることによって、リスクを減らして、安全で正常な社会にしていく。そういう、安全な社会に資するような取組を積み上げていくことが重要であって、ＪＫビジネスについても、啓発する・教育するという事はもちろん大事だが、もっと広い視野をもって子ども達が自分自身を大切にするような教育をするためにはどうすればよいかを考えていくのが大事だと私は常々思っています。

会長　　　有難うございます。2000年頃から子ども達が変わったという話が当時から出てきていまして、特に問題行動の見られなかった子どもが突然キレる等の行動が目につくようになりました。バブル崩壊後の失われた10年・20年と言われた期間は、親の給料も下がって経済的にも苦しい状況が続いた期間ですが、子ども達の自尊感情についても低下してきたと言われていた。当時のあるアンケート調査では、「自分に誇れるものがあるか」や「自分が将来やりたいことがあるか」等の項目について、どんどんどんどん低下していった時代でした。

日本は学校教育の果たす役割が大変大きくて、海外では生徒指導や進路指導についてはケースワーカーが中心ですが、日本だと学校教育、社会教育、そしてＰＴＡとの関係、こういうものを含めて子ども達の自尊心を高める、自らの価値観、進路をどう切り開いていくかというような、これまでやってきたことを大切に、今一歩進めていかなければならないと思いました。他にご意見ございますか。

それでは、皆様方からのご意見も出尽くしたようですので、本日、様々にご意見を頂戴しましたが、部会の報告書に大きな方向性の修正等はございませんでしたので、今日いただいたご意見を踏まえて、私と部会長と事務局と調整をさせていただいて、本審議会としての答申をまとめるということで、ご一任いただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

会長　　　ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。次に、議題２「青少年インターネット環境整備法改正に伴う大阪府青少年健全育成条例の一部改正について」に移りたいと思います。これについて、事務局より説明をお願いします。

事務局　　※資料３「青少年インターネット環境整備法改正に伴う大阪府青少年健全育成条例の一部改正について」に基づき、改正法の内容と条例改正案の方向性について説明

会長　　　ありがとうございます。この件について、皆様方からご意見・ご質問ございませんか。

委員　　　今般の法改正は、なかなかフィルタリングの普及が進まないということから、その一層の普及を図るために行われたもので、法改正に伴い、自治体で定めている条例についても関係する部分について改正を行うものと認識しています。フィルタリングの普及がなぜ進まないかということを考えた時に、保護者がフィルタリングの必要性について正しく認識していないとか、店頭で保護者が自分名義のスマートフォン等の契約をして、それを子どもに渡す場合、携帯事業者側は青少年が使用するスマートフォンという認識がないままお渡ししてしまいます。また、店頭でのフィルタリングに関する説明を保護者がさえぎって説明を聞かないまま、フィルタリングを利用しないという場合等が散見された状況でしたので、それらを防ぐために法改正されたものと認識しています。

　　　　　法改正によって、事業者側には主として、スマートフォン等の使用者が青少年であるかという確認義務、フィルタリングがいかに必要であるかといった説明義務と店頭においてスマートフォンにフィルタリングを設定する有効化措置義務が新たに課されることになりました。

実は、これらの３つの義務については、スマートフォンが登場してから様々な問題が顕在化してきましたので、その対応策として事業者の自主的な取組として実施してきたところです。スマートフォンにフィルタリングアプリをインストールする有効化措置についてもお客様からニーズがあれば店頭で対応してきたところですので、今回の法改正については、基本的には事業者が今まで実施してきた取組の継続や徹底という形でございます。

　　　　　　とは言え、今般、法律で義務付けされましたので、今までの取組を一層確実に実施していくために、現在、システムの構築や受付の運用見直し等に取り組んでいるところです。また、各自治体の条例についても改正作業が必要となってくると思いますので、今後も、具体的な方法等について意見交換を行い、調整をしていく予定です。

会長　　　ありがとうございました。他にご意見ございませんか。

事務局は皆様のご意見を参考にしていただきたいと存じます。

では、次に、その他として事務局より報告事項等をお願いします。

事務局　　※資料４により、刑法改正に伴う青少年健全育成条例の一部改正について説明

※日本フランチャイズチェーン協会より、資料にそって当協会の活動紹介

委員　　　ひとつ質問よろしいでしょうか。有害図書類について、最近は取り扱わない店舗も増えてきたように思いますが、大阪府内においては堺市が、あるコンビニチェーン店と協定を結んで、堺市の公金を使って表紙にカバーをかけるという取組をしていたと思いますが、これについて貴協会としてはどのような指導をされているのでしょうか。

委員　　　基本的には、表紙にカバーをかけることについては、堺市のみの非常に稀な取組と認識しています。有害図書類については、各自治体の条例に基づき青少年が閲覧できないよう、流通段階で個別に包装等をして、その上で、店頭では一般図書類と区分して陳列しています。また、各自治体で個別指定された図書類は取り扱わないという自主的な取組を徹底しています。

会長　　　有難うございました。ほかに何かご質問等ございませんか。ないようですので、本日の議題は全て終了いたしました。進行を事務局にお返しします。

事務局　　角野会長、長時間、議事を進行いただき、ありがとうございました。それでは、これをもちまして、平成29年度第２回大阪府青少年健全育成審議会を終了させていただきます。委員の皆様には、ご審議ありがとうございました。